

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年3月19日(2009.3.19)

【公開番号】特開2005-281314(P2005-281314A)

【公開日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2005-040

【出願番号】特願2005-135218(P2005-135218)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/55 (2006.01)

A 6 1 K 9/08 (2006.01)

A 6 1 K 47/26 (2006.01)

A 6 1 P 25/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/55

A 6 1 K 9/08

A 6 1 K 47/26

A 6 1 P 25/08

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月30日(2009.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

10-ヒドロキシ-10,11-ジヒドロカルバマゼピン、グルコースおよび水を必須成分とする、非経口製剤。

【請求項2】

10-ヒドロキシ-10,11-ジヒドロカルバマゼピンが2~4.5mg/mlの濃度で存在する、請求項1に記載の非経口製剤。

【請求項3】

10-ヒドロキシ-10,11-ジヒドロカルバマゼピンが2~3.5mg/mlの濃度で存在する、請求項1に記載の非経口製剤。

【請求項4】

10-ヒドロキシ-10,11-ジヒドロカルバマゼピンが2.5mg/mlの濃度で存在する、請求項1に記載の非経口製剤。

【請求項5】

グルコースが製剤の全重量に基づいて5重量%までの量で存在する、請求項1~4のいずれかに記載の非経口製剤。

【請求項6】

グルコースが製剤の全重量に基づいて0.5~5重量%の量で存在する、請求項1~4のいずれかに記載の非経口製剤。

【請求項7】

グルコースが製剤の全重量に基づいて4.75重量%の量で存在する、請求項1~4のいずれかに記載の非経口製剤。

【請求項8】

癲癇の処置に使用するための、請求項1~7のいずれかに記載の非経口製剤。

**【請求項 9】**

新発癲癇、癲癇重積状態、脳血管疾病、頭部損傷およびアルコール離脱症状に起因する発作の抗痙攣治療の開始に有効である、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の非経口製剤。

**【請求項 10】**

単位投与形である、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の非経口製剤。

**【請求項 11】**

100 ~ 250mlの充填容量を有する容器に含まれる、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の非経口製剤。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0042】**

本発明の非経口製剤は、抗痙攣作用を示し、例えば、新発癲癇 (new onset epilepsy)、癲癇重積状態 (status epilepticus)、脳血管疾病 (cerebrovascular disorders)、頭部損傷 (head injury)およびアルコール離脱症状 (alcohol withdrawal)による、発作を経験している患者の抗痙攣治療の開始に有効である。経口抗痙攣薬の確立された過程での投与が不可能な場合、例えば、飲みこむことができない、嘔吐する、意識が無い、または手術中の患者の場合、代替治療としても有用である。